

不利益処分 / 処分基準 個票 (美郷町)

< 個票情報 >

所 管 部 署	建設課
適用日 (掲載日)	平成 27 年 3 月 31 日

< 処分の概要 >

不利益処分の名称	地すべり防止区域内における行為の許可の取消し、行為中止命令等
処 分 権 者	町長
根 拠 規 定	地すべり等防止法第 21 条第 1 項

< 処分基準 / 聴聞・弁明手続 >

基 準 規 定	地すべり等防止法第 21 条第 1 項
処 分 基 準	<p>■設定 □未設定</p> <p>町長は、次の(1)～(3)のいずれかに該当する者に対して、その許可を取り消し、若しくはその条件を変更し、又はその行為の中止、他の施設等の改築、移転若しくは除却、他の施設等により生ずべき地すべりを防止するために必要な施設をすること若しくは原状回復を命ずることができる。</p> <p>(1) 法第 18 条第 1 項 (地すべり防止区域内における行為の許可) の規定に違反した者</p> <p>(2) 法第 18 条第 1 項の許可に附した条件に違反した者</p> <p>(3) 偽りその他不正な手段により法第 18 条第 1 項の許可を受けた者</p>
参 考 資 料	
聴聞・弁明手続	
備 考	(秋田県) 市町村への権限移譲の推進に関する条例別表第 81 第 3 号により美郷町に権限移譲
設 定 日	平成 27 年 10 月 31 日